

大 近	畿 地	阪 方	整 備	市 局
資 料 配 布				

配布日時	平成20年12月1日 14:00
------	---------------------

件 名	直轄国道の移管に関する大阪市と国との 協議状況について
-----	--------------------------------

概 要	一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。 このため、大阪市と国において、直轄国道の見直しに関する個別協議を進めており、その協議状況について公表します。
-----	--

取 り 扱 い	
---------	--

配 布 場 所	大阪市政記者クラブ 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
---------	---

問い合わせ先	大阪市 建設局 総務部 事業企画担当課長 田中秀夫 電話：06-6615-6535 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 計画調整課長 吉谷幸二（内線4311） 計画調整課 課長補佐 中川圭正（内線4312） 電話：06-6942-1141（代表） 06-6947-7440（直通）
--------	--

直轄国道の移管に関する大阪市と国との協議状況について

大 阪 市
国土交通省

一般国道の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、大阪市と国において、直轄国道の見直しに関する個別協議を実施しているところであり、平成20年10月30日の大阪市長と近畿地方整備局長の会談においては、御堂筋の国から大阪市への移管について、大阪市長から近畿地方整備局長に要望がありました。

これまでの協議において、国と大阪市と調整の結果、以下のとおりの中間整理に至っております。

1. 移管にあたっては、財源等の必要な措置が十分に講じられることが前提。
2. 主として地域交通を分担する道路は、基本的に地方が担うべき。
3. 国道1号、2号、25号、26号、43号、163号などの路線は、全国的な交通ネットワーク（広域ネットワーク）を形成する路線。
4. 国道1号バイパス（第二京阪道路）の現道区間、25号のバイパスの現道区間、176号の神崎川橋梁区間については、早期の移管が可能。
5. 広域ネットワークの再編も踏まえ、御堂筋については、移管に向けた国と市からなる協議会を設置し、共同溝の管理方策、緩速車線の利活用等の課題について、早期移管の実現に向け、協議を実施。

なお、上記3の直轄区間については、広域ネットワークとしての機能を有しておりますが、地方に移管する場合の課題や対応方策について、引き続き協議していきます。

また、御堂筋におけるイベントの開催については、これまでも国と市は積極的な協力関係のもとに実施してきており、今後も、国は共催なども含め、積極的に協力を行っていきます。

位置図

